

## 段階確認等の手続き方法

### 1 段階確認は下記の手順により行う。

- ① 岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共仕」という。）共通編 総則 1-1-20 表 1-3 に示す項目以外で段階確認が必要である場合には、種別・細別・時期及び報告義務を特記仕様書に記載する。
- ② 受注者は、段階確認に係る報告（種別・細別・施工予定時期）を施工予定時期の約 1 週間前を目途に段階確認書（施工予定表）（「共仕」第 15 号様式）により、監督員へ提出する。
- ③ 段階確認は現場に臨場で行うこととし、事前に受注者へ実施時期等を段階確認書（通知書）（「共仕」第 15 号様式）により通知する。  
ただし、段階確認を机上で行う場合には、通知書の記事欄に「机上」と明記する。
- ④ 受注者が整理した資料（施工管理資料等）を参考に段階確認を行う。確認箇所等は監督員の判断とする。
- ⑤ 段階確認した項目について写真撮影し、監督員は写真に入るよう配慮する。
- ⑥ 監督員は、段階確認した項目については、段階確認報告書により上司に報告する。
- ⑦ 段階確認を行った結果について段階確認書（確認書）（「共仕」第 15 号様式）に記入し、受注者に結果通知を行うものとする。  
なお、監督員は、段階確認書の写しを段階確認報告書と共に保管する。

### 2 施工状況立会は下記の手順により行う。

- ① 「共仕」共通編 総則 1-1-20 表 1-4 に示す項目以外で施工立会が必要である場合には、種別・細別・時期及び報告義務を特記仕様書に記載する。
- ② 施工状況立会の手続きは、上記段階確認に準じて行う。  
なお、立会に係る報告等は段階確認書によるものとする。
- ③ 施工状況の立会は、現場に臨場して行う。  
ただし、施工管理記録、写真等で確認できる場合はこの限りでない。

### 注

- 1 監督員の指示により現場技術業務で委託している者が段階確認を行う場合は、上記の「監督員」を「現場技術員」と読み替えるものとする。この場合、通知書の記事欄に特記事項として現場技術員の氏名を明記し受注者に通知すること。
- 2 現場技術員が段階確認を実施した場合においても合否の判定をするのは監督員が行うこととする。